

# 一般事業主行動計画

医療法人 三仁会

職員が仕事と家庭を両立させつつ、その能力を発揮できる職場環境の整備のため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 取組内容

目標1: 職員の時間外労働数を、1ヶ月平均 20 時間未満 とする。

＜ 取組内容 ＞

- ① 令和 3 年 4 月～ 各部署における時間外労働の原因の分析等を行い、本会内で検討する。  
総務部は、月ごとの時間外労働数を集計する。
- ② 令和 3 年 10 月～ 総務部は、月ごとの時間外労働数を、リーダー会議において発表する。  
リーダー会議において、時間外労働削減方法などについて、発表する。
- ③ 令和 4 年 4 月～ 総務部は、各部署の年間の時間外労働数及び平均時間数を発表する。  
各部署のリーダーは、新年度の対策について、計画を発表する。
- ④ 令和 5 年 4 月～ PDCA を実行する。

目標2: 出産や子育てによる退職者について、再雇用制度を創設する。

＜ 取組内容 ＞

- ① 令和 3 年 4 月～ 出産や子育てを理由とする退職者を洗い出す。  
再雇用制度の対象者や労働条件などについて、本会内で検討を開始する。
- ② 令和 4 年 4 月～ 本会の就業規則の改定を検討する。  
改定後、院内イントラネットに掲載し、職員へ周知する。

【 次世代育成支援対策推進法に基づき策定 】